

〔旧〕 § 157 中断後の時効の進行

改正前	改正後
<p><u>(中断後の時効の進行)</u></p> <p><u>第157条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。</u></p> <p>2 <u>裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。</u></p>	<p><u>第155条から第157条まで 削除</u></p>

改正の趣旨

中断後の時効の進行に関する規律について、旧法では157条に独立の条文が設けられていましたが、新法では個々の時効の更新事由に関する規定に更新後の時効の進行に関する規律も定められることになりました。

改正内容

旧法157条に相当する規定は、時効の更新事由ごとに定められることになりました（新法147②・148②・152①）。

留意点

条文の構成を改める改正です。

(有吉 尚哉)

§ 166 債権等の消滅時効

改正前	改正後
<p><u>(消滅時効の進行等)</u></p> <p><u>第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。</u></p>	<p><u>(債権等の消滅時効)</u></p> <p><u>第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。</u></p> <p>一 <u>債権者が権利を行使することができ</u></p>

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(債権等の消滅時効)

第167条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、20年間行使しないときは、消滅する。

ることを知った時から5年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。

3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

改正の趣旨

債権の消滅時効の時効期間について、旧法にも定められている客観的起算点からの時効期間に加えて、主観的起算点からの時効期間を導入することとされました。

改正内容

旧法では、債権の消滅時効の時効期間について、原則として権利を行使することができる時から10年間とされており（旧法166①・167①）、客観的に「権利を行使することができる時」を起算点とする時効期間のみが定められていました。

新法では、債権の原則的な時効期間について、①「権利を行使することができる時」（客観的起算点）から10年間という時効期間（新法166①二）に加えて、②「債権者が権利を行使することができることを知った時」（主観的起算点）から5年間という時効期間（新法166①一）を新たに設定し、いずれか早く到来した時点で、債権が時効によって消滅すると改められました（新法166①）。

なお、本改正に伴い、旧法166条と167条の規定が統合されて新法166条となっています。

また、旧商法522条は、商行為によって生じた債権について、より短い時効期間の定めがない限り、時効期間を5年間とするという商事消滅時効の特則を定めていましたが、債権一般について、主観的起算点からの時効期間を5年間とすることになると、商行為によって生じた債権について消滅時効の時効期間の特則を設ける意義が乏しくなることから、旧商法522条の規定を削除し、商事消滅時効を廃止することとされました。

留意点

時効管理の対象として想定される典型的な債権は契約に基づく債権ですが、契約に基づく債権については、契約の当事者である債権者が、債権の発生時に権利を行使することができることを知っているのが通常であり、基本的に、主観的起算点と客観的起算点が重なることになり、主観的起算点からの短期の時効期間（5年間）が適用されることになると考えられます。

なお、時効期間については、①施行日前に生じた債権及び②施行日以後に生じた債権のうち、その原因である法律行為が施行日前になされていたものに関する消滅時効の時効期間は、改正法の施行後も旧法の時効期間が適用されます（改正法附則10④）。したがって、改正法の施行後も、施行日前に発生していたり、発生原因が生じていた債権については旧法による（「権利を行使することができる時」のみを起算点とする）時効期間が適用されることに留意が必要です。

（有吉 尚哉）

§ 167 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

（実質的な新設）

（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

第167条 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

改正の趣旨

人の生命・身体が侵害されたことによって生じた損害賠償請求権については、法益の要保護性が高いことや債権者が時効の進行を阻止するための行動をとることが期待しにくいことなどから、債権の原則的な時効期間よりも長期の時効期間を設けることとされました。

と考えられます。

改正後の本条は、当事者間の契約内容と切り離された取引上の社会通念により債務者の善管注意義務の内容や程度が決定されるという趣旨ではなく、この善管注意義務の内容や程度が、契約の内容（契約書の記載内容等）に加え、契約の性質（有償か無償かを含みます。）、当事者が契約をした目的、契約の締結に至る経緯をはじめとする契約をめぐる一切の事情を考慮し、取引上の社会通念をも勘案して定まるといえるものです。

留意点

1 実務への影響

本条は任意規定であるため、契約の当事者は、本条の規定と異なる特約をすることが可能であり、その場合には、当事者間の特約が優先されることとなります（部会資料79-3 8頁）。また、そのような特約がない場合であっても、当事者間の契約内容に照らして善管注意義務の内容や程度が定まるといえる点では、旧法下の実務と基本的に変わらないため、今回の改正による実務への影響は少ないと考えられます。

なお、善管注意義務の内容や程度が定まる基準として「取引上の社会通念」が明示されたことにより、善管注意義務をめぐる契約の解釈に当たり、今後、「取引上の社会通念」が重視される可能性があります。もっとも、法制審議会民法（債権関係）部会の審議の経過を踏まえば、「取引上の社会通念」という文言は、あくまでも当事者間の契約内容が明らかでない場合における補完的な判断要素になると考えられることに留意が必要です。

2 経過措置

改正後の本条は、施行日以後に債権が生じた場合における債務者の注意義務について、適用されることとなります（改正法附則14）。

（丸山 裕一）

§ 404 法定利率

改正前	改正後
<p>（法定利率）</p> <p>第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、<u>年5分とする。</u></p>	<p>（法定利率）</p> <p>第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、<u>その利息が生じた最初の時点における法定利率による¹。</u></p> <p>2 法定利率は、<u>年3パーセント²</u>とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、</p>

法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、次項の規定により変動するものとする③。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする④。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう⑤。

改正の趣旨

法定利率について、一定の利率で固定することなく、3年ごとに見直し、市中の金利が一定程度変動している場合には、利率を変更する仕組み（いわゆる変動制）が採用されました。

改正内容

1 固定制から変動制へ

旧法では法定利率は年5%で固定されていました（旧法404）。しかし、年5%という利率は昨今の低金利の状況を反映していないという問題意識などを踏まえ、今回の改正では、法定利率をまず年3%に引き下げた上で、その後緩やかに変動させる仕組み（いわゆる変動制）に移行することになりました。

法定利率の変動制とは、おおむね以下のような制度です（後掲イメージ図を参照）。

2 適用される利率 (1)

利息を生ずべき債権について、当事者間に利率の合意がない場合、その利率は、(利息の弁済期ではなく)「その利息が生じた最初の時点における法定利率」となります。適用される利率が一旦決定されれば固定され、その後で民法上の法定利率が変動したとしても、その債権に適用される利率は変動しません。

3 改正法の施行時の法定利率 (2)

年3%とされています。なお、年3%という利率は、旧法下における年5%という利率が市場金利の実勢と比べて高すぎるという考え方を前提に、諸要素を考慮したものとされています(中間試案の補足説明96頁以下)。

4 変動の頻度 (3)

3年を一つの「期」とし、次の5のルールにより変動することになります。

5 各期の法定利率 (4・5)

過去5年間(厳密には、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月まで)の短期貸付け(新規)の平均利率として法務大臣が告示する割合を「基準割合」とし、法定利率に変動があった期のうち直近のもの(以下「直近変動期」といいます。)の基準割合と、当期の基準割合との差に相当する割合(1%未満の端数は切捨て)を直近変動期の法定利率に加減した割合となります。

このように過去5年間の金利を参照することとされたのは、特殊な経済的事象の発生や短期的な金利動向の影響を緩和するためです。また、1%未満の端数を切り捨てることとなりますので、法定利率が1%未満の端数の単位で小刻みに変動するものではありません。

6 商事法定利率

今回の改正により、商法における商事法定利率の規定(旧商法514)は削除され(整備法3)、法定利率は民法所定のもので一本化されることになりました。

留意点

1 実務への影響

金銭消費貸借契約のように契約により利息が付される場合、当事者間の合意で利率を定めることが通常であり、法定利率が変動制に移行したとしても、そのような取引への影響は限定的と考えられます。他方、約定利率が法定利率を超えない場合における金銭債務の不履行に伴う遅延損害金の利率(新法419①参照)や、不当利得に関する悪意の受益者に対する利息請求権(法704)などに加え、損害賠償額の算定に伴う中間利息の控除(§417の2、§722(1項)参照)については、大きな影響を及ぼす可能性のある改正といえます。

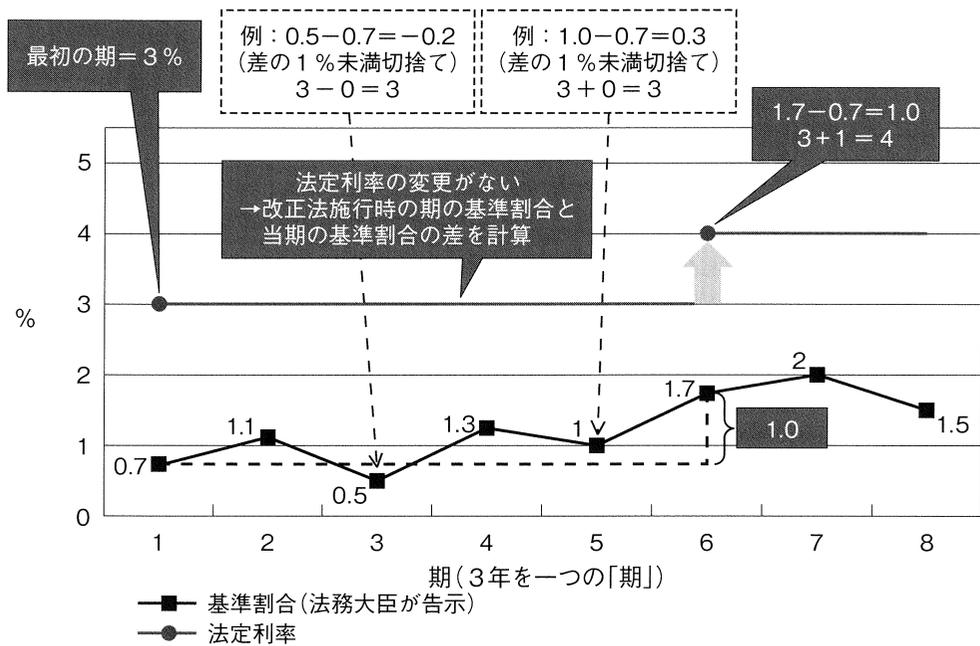
また、法定利率が変動制に移行すると、法定利率の変動があった場合に、対象となる債権

が変動日の前後のいずれに発生したかにより、適用される利率が異なることとなりますので、債権者による債権管理に影響するという指摘があります。

2 経過措置

施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率については、旧法404条が適用されます(改正法附則15①)。つまり、新法404条は、利息を生ずべき債権が施行日以後に生じた場合について適用されることとなります。

<イメージ図>



(部会資料81B 3頁の図1をもとに作成)

(丸山 裕一)

§ 410 不能による選択債権の特定

改正前	改正後
(不能による選択債権の特定) 第410条 債権の目的である給付の中に、 <u>初めから不能であるもの又は後に至って不能となったものがあるときは</u> 、債権は、	(不能による選択債権の特定) 第410条 債権の目的である給付の中に <u>不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるもので</u>

留意点

解除権を自らが有していることを知らなかった場合には解除権は消滅しませんので、売買の買主が目的物に不具合があることを知らなかった場合、その不具合を知らずに加工してしまっても新法では解除権は消滅しないことになります。

なお、改正法の施行日前に締結された契約の解除については、従前の例によります。本規定を含む解除に関する各規定（新法541～543・545③・548）は、施行日以後に締結された契約について適用されることとなっています（改正法附則32）。

（岡本 圭史）

§ 548の2 定型約款の合意

（新設）

（定型約款の合意）

第548条の2 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）**1**を行うことの合意（次条において「定型取引合意」**2**という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

- 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき**3**。
- 二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき**4**。

2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす**5**。

改正の趣旨

契約当事者は、契約条項について合意したがゆえに契約に拘束されます。しかし、約款が用いられる局面では、その約款に基づく取引を求められる側の当事者が契約条項について合意していることが必ずしもはっきりしないことがあります。

新法は、一般に「約款」と呼ばれるもの（論者によってその外延は様々です。）のうちの一定の類型を「定型約款」として拘束力の根拠とその限界を定めました。

改正内容**1 定型約款とそれ以外の約款**

「定型約款」の要件は、①定型取引（**1**）に用いられるものであること、②契約の内容とすることを目的とするものであること、③当該取引の当事者の一方により準備されたものであることです。新法は、これらの要件を満たす条項の総体を「定型約款」と定義し、新法548条の2から548条の4でその扱いを定めています。

一般に約款として準備されているものの多くは②及び③を満たすでしょうが、後記2で述べるように、①を充足しないことはあり得ます。そういったものは、新法の定める定型約款には該当せず、約款に関する従前の解釈に基づきその効力等を判断することになります。

2 定型取引

「定型取引」（**1**）とは、

- a 不特定多数の者を相手方として行う取引であり、かつ、
- b 取引の内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものをいいます。典型例としては、生命保険約款、普通預金規定、市販ソフトウェアの利用規約などが考えられます。

法制審議会民法（債権関係）部会では、aの「不特定多数の者を相手方として行う取引」とは、相手方の個性に着目しない取引の意であると説明されていました（部会資料86-2 1頁）。そこでは、労働契約は相手方の個性に着目して締結されるものであり、労働契約において利用される契約書のひな型は、aを要求することによって「定型約款」に該当しないことが明瞭になる旨説明されています。普通預金取引を行う際の反社会的勢力でないことの確認を含め、相手方の個性に全く着目しない取引というのは想定し難いので、「相手方の個性に着目しない取引」とは、申込みがあった場合には極端な例外を除き原則として承諾する取引、くらしいの意味合いなのだと思います。

また、定型取引というと、事業者間取引において利用される契約書のひな型や約款についても、これに該当するのではないか、との疑問が生じます。しかし、上述の意味で相手方の個性に着目するものはaを欠き、契約内容が画一的である理由が単なる交渉力の格差によるものはbを欠く（相手方にとって画一的であることが合理的といえない）ので、「基本的に、定型約款の定義には該当しないとの結論が導かれる」（部会資料86-2 1・2頁）と説明されています。ひな型等を示された相手方がその内容を十分に吟味するのが通常といえる場合（例えば、ひな型等を出発点に当事者間で交渉が行われ、条項を修正することが想定されている場合）には、②契約の内容とすることを目的とするものであること（契約の内容を補充する目的）の要件も欠き、定型約款に該当しないことになります。

3 みなし合意の要件

一定の場合には、定型約款を成す個別の条項について合意したものとみなすこととなります。

そのためには、まず、「定型取引を行うことの合意」が必要です。この合意は定型約款に関する民法の規定において「定型取引合意」と呼ばれます(2)。

定型取引合意は、約款全体を了解して行う契約の意思とは異なり、内容の詳細は認識していなくとも成立するものであると整理されています。例えば、インターネットで商品を購入する際に、どの店でどのような商品をいくらで購入するかについては意思の合致はあるが、契約条件の詳細は認識すらしていないことが想定されますが、このうち前者の意思の合致を「定型取引を行うことの合意」としているのです。

その上で、3又は4であれば、合意したものとみなされることになります。3は定型約款の各条項を契約内容とすることを双方が合意した(組入れを合意した)という意味です。3としては、例えば、テレビショッピング番組の視聴者から電話申込みがあった場合に、販売者があらかじめ用意している定型約款による取引を行うことに了解をとることなどが想定されます。4の表示の程度は解釈に委ねられていますが、例えば、インターネット取引においては、別ページに定型約款を掲げておくだけでなく、取引を行うページに至る過程で必ず定型約款を掲げたページを経由するなどの工夫をすべきでしょう。

なお、例えば、鉄道・軌道・バス等による旅客の運送に係る取引、高速道路等の通行に係る取引、郵便事業や電気通信関係の取引等においては、3はおろか4すら困難な場合があります。取引自体の公共性が高く、みなし合意の必要性が高いものについては、定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ公表していれば同様の効果を与えることが個別法(鉄道営業法18条ノ2、軌道法27条ノ2、海上運送法32条の2、道路運送法87条、航空法134条の3、道路整備特別措置法55条の2、電気通信事業法167条の2)で手当てされています。

4 合意をしなかったものとみなす条項

本条2項は、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法1条2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなすものです(5)。これは、事業者と消費者との間の情報と交渉力の格差に着目する消費者契約法10条とは異なり、希薄な合意の下で条項全体について合意したとみなすことに由来する制限です。

中間試案の段階では、不意打ち条項という考え方が提言されていました。不意打ち条項とは、「他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないもの」です。こういった条項を契約の内容とならないものとする考え方は、新法では採用されませんでした。しかし、新法による規律の下でも、契約の内容を具体的に認識しなくとも定型約款の個別の条項について合意したものとみなされるという特殊性に鑑みれば、相手方にとって予測し難い条項が置かれている場合には、その内容を容易に知り得る措置を講じなければ信義則に反することとなる蓋然性が高いことから、不意打ち条項は本条2項の判断に影響を及ぼすと考えられます。

留意点

新法により、いわゆる約款の中に「定型約款」とそうでないものが生じることになりました。定型約款に関する新法の規定は、施行日前に締結された定型取引にも適用されますので（改正法附則33①）、注意が必要です。ただし、書面・電磁的記録によって反対の意思表示が当事者の一方（契約又は法律の規定により解除権を現に行使することができる者を除きます。）から示された場合には、旧法が適用されます（改正法附則33②）。この反対の意思表示は、施行日前に行わなければなりません（改正法附則33③）（そのため、改正法のほとんどの規定が公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される中、改正法附則33条3項は、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（改正法附則1二。）。）。

もちろん、施行日以後の定型取引については新法が適用されます。

（内田 清人）

§ 548の3 定型約款の内容の表示

（新設）

（定型約款の内容の表示）

第548条の3 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

改正の趣旨

定型約款準備者に対して定型約款の内容の表示義務を負わせ、定型取引合意前に相手方からの開示請求を拒んだ場合には、みなし合意の効果を与えないとするものです。

改正内容**1 表示義務**

定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければなりません。